

第4回第2次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定委員会議事録

日時：平成30年8月8日(水) 14:00～16:00

場所：長久手市保健センター 3階 会議室

【出席委員】(50音順・敬称略) ◎委員長 ○副委員長

浅井 成美 (まちづくり協議会長・自治会連合会長・区長会)

川本 達也 (子ども会連絡協議会)

喜多 一憲 (長久手市社会福祉協議会)

◎佐野 治 (静岡英和学院大学)

住田 敦子 (尾張東部成年後見センター)

○竹田 晴幸 (百千鳥)

服部 努 (東名古屋長久手市医師会)

細川 修 (長久手市教育委員会)

松宮 朝 (愛知県立大学)

三浦 肇 (長久手市商工会)

水野 正人 (あいち尾東農業協同組合)

水野美々子 (ボランティアセンター運営委員会)

吉村 尚子 (瀬戸旭長久手薬剤師会)

【欠席委員】(50音順・敬称略)

加藤みゆき (愛知たいようの杜)

川本さだ子 (ながくてすこやかメイト)

鈴木 康元 (瀬戸保健所)

寺西 弘治 (公募市民)

西山 孝樹 (瀬戸歯科医師会長久手歯科医会)

山口 節子 (民生委員・児童委員協議会)

【傍聴者】

0人

1 あいさつ (佐野委員長)

先日、大規模な災害が発生したが、そういった時こそ、地域の助け合いが必要と思われる。前回提示したアンケートの結果には、CSWの認知度の統計が出ていたが、先行して設置した地域では高い傾向となっていた。また、併せて民生委員・児童委員の認知度も高まっているが地区社協の活動も相まっているものと考えられる。こういった目に見える統計データは非常に大事なもので、これからの地域福祉計画での数字の部分を上げていける方向性、また、そのためには何が必要かを考えていく必要がある。今後とも数値を含めた見える化が大事になっていくと思われる。

2 議題

(1) 共通して取り組むべき事項について

資料1、資料2、参考資料により事務局から説明

各種情報の集約方法及びその内容を踏まえた進め方、改正した社会福祉法により新たに追加された「共通して取り組むべき事項」の内容及び本市の案について説明。

(委員)

市が案として提出した共通して取り組むべき事項の内容はどういった基準により選定したのか。

(事務局)

庁内若手職員で構成されたプロジェクトチームから提出された意見、国から示された事例、総合計画にて掲げられた内容などを踏まえて事務局にて整理を行った。

(委員)

市の相談窓口について、「どこに行ったら良いのか分からない」といった声を聞く。何でも相談を受ける窓口で、まず話を聴き、適切な部署につなげることはできないのか。

(事務局)

本市には、悩みごと相談室が設置されており、内容をお聴きし、適切な部署につなげるようにしている。また、それ以外にも相談窓口は内容によって複数設置されており、連携する必要があるため、本事項に入れさせていただいた。

(委員)

相談ごとに関する相談の入り口は、悩みごと相談室でよいのか。

(事務局)

総合相談に関する対応や強化等も併せて現在進めており、そういった内容含めて課題と認識しているため、地域福祉計画内に位置付け議論していきたい。

(委員)

国の資料において例示が示されているが、どの部分が該当しているか示さなくても良いか。

(事務局)

国のガイドラインについては、あくまで例示として示されている。その内容を参考にしつつ、本市の特色や意見として挙げたものを入れさせていただいている。

委員長より議題(1)について、事務局で検討した後、次回委員会で決定していく旨の説明があった。

(2) 基本理念・基本目標について

資料3により事務局から説明

基本理念・基本目標の素案について事務局から説明。

(委員)

基本目標5の「たつせがある」の文言について、説明には役割と居場所の旨が書かれているが、役割と書くと負担に感じる人も居るため、居場所の内容も含めて記載していれば良い。

(委員)

顔の見えない状態だと、自身を支援してくれる人が誰かも分かりづらい。そういった意味で気づきは、非常に重要である。

(委員)

「支え合う」の中に自治会などの記述があるが、顔が見えにくい関係にあると感じる。そのため、悩みごとがあった際に町内の誰に相談してよいか分かりづらい。現在、長久手市は大きくなっているため、災害発生時や日頃のつながりを考えると自治会の案内をしっかりとしいき、顔の見える関係づくりをしていく必要があると感じる。

(委員)

基本理念は、良いかと思うがひきこもりや障がいのある人、子育てで悩んでいる人などに対し、この理念にどのように繋げていけば良いのかが重要。今後、基本施策や共通して取り組むべき事項を定めていくが、具体的な内容をしっかり決めていってほしい。

役割は、強調しすぎると自己差別につながってしまうため、強制力になりかねないように注意が必要である。

(委員)

第1次計画を平成26年9月に策定し、5年間が経過したが、周囲が行き届いていない部分があると感じている。そのため、基本施策で具体的な内容は出てくるかと思うが、理念や目標が外に見える形にしていく必要があると感じる。

(委員)

第1次計画と同じ内容だが、対応できていない部分や届いていない部分があれば、「更なる」などより届く内容を記載していれば良い。

また、役割という言葉が強い意味を持たないように、いきやすい地域にしていくという意味では、「たつせがある」は良いと思われる。

(委員)

長久手市では、要支援・要介護の人と障がいのある人を足すと約3,000人となる。それに関わる家族などを考えると5人に1人は福祉に関係があると思われるため、より関わってもらうためには、より関心が強い内容に取り組む必要がある。

委員長より議題(2)について、出席委員に諮ったところ、異議無く満場一致で原案のとおり可決された。また、文章の内容の微修正については、委員長と事務局に一任される旨が

了承された。

(3) 地域福祉活動計画について

資料4により事務局から説明

地域福祉活動計画の内容及び行動指針について事務局から説明。

(委員)

意見聴取等を踏まえて出てきた地域の福祉・生活課題で良いか。

(事務局)

団体ヒアリング、市民意識調査、総合計画などを参考にして、住民が主体的に活動する上で必要な課題を挙げさせていただいた。

(委員)

「ともに進む」であれば、提出された地域の福祉・生活課題だけでなく、もう一步ふみ出し、課題を解決し進むような具体的な指針が必要。「ともに進む」はプロセスであるため、具体的にどのようなことをしていくのか、もう一步あると具体的なイメージがしやすい。また、行動指針においてどの様に課題を解決するのかという記載があっても良いと感じる。

(事務局)

内容について、ご意見を参考にして調整していきたい。

(委員)

「ともに進む」の具体的な中身について、各々の立場や役割の中で進めやすいものを提案したり、住民から意見がもらえると良いと思われる。

市民後見人の活動において、横につながっていけるような仲間が居ない人もおり、何かをしていく上で、同じ立場の人が相談し合える環境は重要であるため、具体的な仲間を作っていくものがあると良いと思う。

また、尾張東部圏域における権利擁護の相談件数について、近隣と鑑みても長久手市は非常に少ない。成年後見センターに相談がつながるものは、周りの人が気づき・つなげることが多く、課題と感じているため、一緒に協働していくことが必要と感じている。

(委員)

行政では、行えない仲間づくりを支援していく取り組みは大切である。

委員長より議題(3)について、出席委員に諮ったところ、異議無く満場一致で原案のとおり可決された。

3 その他（事務局から連絡事項）

- (1) 第5回の策定委員会を9月26日（水）午前10時～正午に開催を予定している。
- (2) 第1回地域共生社会推進全国サミットについて案内。
- (3) 平成30年8月18日（土）13:30～15:30 地域福祉講演会について案内。 （以上）